

甲賀市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布され、また、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）が令和 6 年 5 月 2 2 日に公布されたことに伴い、甲賀市税条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

【個人市民税】

（１） 公益信託の所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備を行います。

（「公益信託に関する法律」の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日施行）

【第 3 4 条の 7 第 1 項関係】

新たな公益信託制度の創設に伴い、所得税法において、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託にかかる信託事務に関連する寄附金について、寄附金税額控除の対象に追加されたことを踏まえ、個人市民税における寄附金税額控除の対象を追加するもの。

公益信託・・・個人や法人が、金銭等の財産を、学術、技芸、祭祀等（学術研究、学生寮の運営、美術館の運営等）の公益目的のために信託銀行等に預け、信託銀行等は定められた目的に従って、その財産を管理・運用し、公益的な活動を行う制度。

（２） 課税標準の計算（みなし課税）を定める条文について削ります。

（「公益信託に関する法律」の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日施行）

【制定付則第 4 条の 2 関係】

新たな公益信託制度の創設により、公益信託の信託財産について生ずる

所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産等を有するものとみなすこととする特例措置を廃止するもの。

【固定資産税】

(3) 法律改正にあわせて条項を改正します。

(令和7年4月1日施行)

【第56条関係】

私立学校法の改正に伴う引用条文の改正のため、内容については変更がないもの。

(4) この条例は、令和7年4月1日等から施行します。また、本改正に伴う経過措置を定めます。

【改正付則関係】

3 その他

税収及び財政への影響はありません。